

「食品ロス等削減運動協力宣言事業者」登録実施要領

富山県農林水産部農産食品課

(目的)

第1条 事業所から排出される、食べられるのに廃棄される食品（以下「食品ロス」という。）を含む食品廃棄物（以下「食品ロス等」という。）を削減するため、食品ロス等の削減に取り組む農水産物の生産者及び食品関連事業者（製造、流通（卸売・小売・外食））等を「食品ロス等削減運動協力宣言事業者」（以下「協力宣言事業者」という。）として登録し、その取組みを広く紹介することで、食品ロス等削減に対する意識を高め、機運を醸成する。

(対象事業者)

第2条 富山県内の農水産物の生産者及び食品関連事業者（製造、流通（卸売・小売・外食））とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が経営する店舗は、登録の対象にしない。

(登録の要件)

第3条 次に示す食品ロス等の削減の取組みを1項目以上実践する事業者を協力宣言事業者として登録する。

- (1) 規格外品の活用
(例：規格外野菜などの加工品等への利用、安価で販売、フードバンク活動への協力、食材未利用部分を活用した商品開発)
- (2) 完食の推奨
(例：ハーフサイズや小容量メニューの導入、宴会での「3015（さんまるいちご）運動」（※）実施の呼びかけ、完食者への特典付与)
- (3) 完売の促進
(例：閉店間際・期限間近商品の割引販売、需要予測精度の向上、ばら売り・少量パック等による販売)
- (4) 啓発活動
(例：食材使いきりレシピ等の紹介、ポスター・店内放送等による周知・啓発)
- (5) リサイクル
- (6) 上記以外の食品ロス等削減につながる取組み

※「3015（さんまるいちご）運動」：宴会開始後 30 分と宴会終了前 15 分に食事を楽しむ時間を作り、料理を食べきる運動

（取組み内容）

第 4 条 協力宣言事業者は、前条で選択した取組みを積極的に実践し、食品ロス等の削減に努めるものとする。

2 協力宣言事業者は、交付されたステッカー等を事業所に掲示し、消費者へこの取組みについて、積極的に PR し、周知を図るものとする。

3 協力宣言事業者は、県等で実施する取組みに関する各調査への協力に努めるものとする。

（申込方法）

第 5 条 協力宣言事業者として登録を希望する事業所等の代表者（以下「申込者」という。）は、登録申込書（様式第 1 号）を県へ郵送、FAX、Eメール又は持参のいずれかの方法で提出するものとする。

2 県は、申込者から提出された登録申込書の内容を確認し、第 3 条の要件を満たす場合は、協力宣言事業者一覧へ記載するとともに、ステッカー等を交付する。

（協力宣言事業者の紹介）

第 6 条 県は登録した協力宣言事業者の取組み内容等を、ホームページ等に掲載し紹介するものとする。

2 申込者は、県に申込書を提出した時点で事業者情報を紹介することに承諾したものであるものとする。

（登録内容の変更）

第 7 条 協力宣言事業者は、登録した内容に変更が生じた場合は、速やかに登録変更届（様式第 2 号）により県に届け出るものとする。

（登録の中止）

第 8 条 協力宣言事業者は、第 3 条の要件を満たさなくなった場合又は事業を廃止する場合は、登録中止届（様式第 3 号）により県へ届け出るとともに、交付物等の掲示を取り止めなければならない。

2 県は、登録中止届の内容を確認し、協力宣言事業者一覧及びホームページ等の掲載情報から削除する。

（登録の抹消）

第9条 県は、協力宣言事業者がこの要綱に掲げる要件のいずれかを欠くことが判明した場合又は信用を失墜する行為を行うなど協力宣言事業者として適当でないと判断した場合は、登録を抹消することができる。

2 協力宣言事業者としての登録を中止し、又は取り消された事業者は、県から交付されたステッカー等を速やかに撤去するものとする。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

この要領は、平成29年10月2日から一部改正する。